

令和 7 年 9 月八戸市議会定例会

提 出 議 案

(そ の 2)

9 月市議会定例会に付議すべき事件

議案第102号	八戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	3
議案第103号	八戸市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例の制定について	5
議案第104号	八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	7
議案第105号	八戸市交通部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	9
議案第106号	八戸市立市民病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	11

議案第102号

八戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年9月22日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、虐待等の禁止に係る規定の整備をするためのものである。

八戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

八戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成28年八戸市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

（虐待等の禁止）

第3条の2 職員は、園児に対し、法第27条の2第1項各号に掲げる行為その他園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第13条第1項中「から第13条まで」を「、第13条」に改め、同項の表第12条の項を削る。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

議案第103号

八戸市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を
改正する条例の制定について

八戸市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正
する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年9月22日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、虐待等の禁止に係る規定の整備をするためのものである。

八戸市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を
改正する条例

八戸市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成31年八
戸市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼稚園型認定こども園にあ
っては、学校教育法第28条第2項において準用する法第27条の2第1項各号）」に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

議案第104号

八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年9月22日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、虐待等の禁止に係る規定の整備をするためのものである。

八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年八戸市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

議案第105号

八戸市交通部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

八戸市交通部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のと
おり制定する。

令和7年9月22日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合における給与の減額に係る規定の整備をす
るためのものである。

八戸市交通部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

八戸市交通部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年八戸市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「一部」を「全部又は一部」に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

議案第106号

八戸市立市民病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

八戸市立市民病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙
のとおり制定する。

令和7年9月22日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合における給与の減額に係る規定の整備をす
るためのものである。

八戸市立市民病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

八戸市立市民病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年八戸市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「一部」を「全部又は一部」に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。